

令和3年度岩手県卓越技能者表彰

1 表彰区分

- (1) 卓越技能者表彰 10名以内
- (2) 青年卓越技能者表彰 30名以内

2 表彰式（予定）

令和3年11月8日（水） アイーナ7F 小田島組☆ほ～る

3 推薦書類

- (1) 卓越技能者（青年卓越技能者）表彰推薦書（様式3）
- (2) 事績調書（様式4の1、様式4の2「卓越技能者用」又は「青年卓越技能者用」）
- (3) 履歴書（様式5）
- (4) 付属資料

4 推薦期限

令和3年7月16日（金）

5 留意事項

- (1) 付属資料については、技能・功績等の卓越性を証明する表彰状、免状、写真、図面、新聞や雑誌の切抜き等を可能な限り収集し、添付すること。（付属資料は、可能な限りA4判サイズとし、コピーする場合はできるだけ鮮明なものを提出すること。）
- (2) 従事する職業は、技能的職業であれば製造業をはじめ、全ての産業に属する職業が含まれることから、適格者を広く把握願いたいこと。
- (3) 技能的な側面は有するものの、当該者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上、技術者とみなされる者は推薦の対象にはならないので注意願いたいこと。
- (4) 候補者の現役性については、特に、高年齢者の場合、現役性に問題がある場合が多いので、現役性欠ける者の推薦は控えていただきたいこと。なお、作業に従事している状況が確認できる写真を添付願いたいこと。
- (5) 候補者は県内就業者または、県内居住者とすること。
- (6) 候補者の職種については、生業的、伝統工芸的職種に偏る傾向が見られることから、特に市町村においては、各企業に照会のうえ、工業的職種からの推薦について配意願いたいこと。
- (7) 候補者の推薦に当たっては、過去において禁固以上の刑に処せられたり、他の技能者の模範として相応しくない事実が無いことを十分に確認いただくとともに、推薦後において模範とするに欠ける事実が生じた場合は速やかに連絡願いたいこと。また、推薦後、現役性の変更（死亡、病気等）及び身分上の変動（転勤、住所変更等）その他提出書類の記載事項に変更が生じた場合等にあっても、速やかに連絡願いたいこと。
- (8) 女性候補者についても、積極的に推薦願いたいこと。
- (9) 候補者の事績調書の記載に当たっては、記載要領に留意して記入するとともに、電子データも併せて提出願いたいこと。なお、電子データの様式は岩手県ホームページ（定住推進・雇用労働室 岩手県卓越技能者表彰ページ）からダウンロードすること。
<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/nouryokukaihatsu/030423.html>
- (10) 卓越した技能者の表彰（いわゆる現代の名工）に関する当県から国への被表彰者の推薦は、岩手県卓越技能者表彰（本表彰）を受賞した者の中から選考の上推薦する取扱いとしていること。

6 問合せ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 （担当）佐藤 滋 氏

電話 019-629-5582 FAX019-629-5589 E-mail s.sato@pref.iwate.jp